○国土交通省告示第百十号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百三条第六項の規定に基づき、空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示（昭和四十三年運輸省告示第二百十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月六日　国土交通大臣　太田　昭宏

表高松空港事務所の項中「７時30分から21時30分まで」を「７時から22時まで」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年三月三十日から施行する。

○国土交通省告示第百十一号

広島空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年二月六日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　広島空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　広島空港内及びその周辺　広島県三原市

四　変更した事項（変更前の事項については、平成五年運輸省告示第五百五十三号を参照。）

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表進入灯（簡易式）の項光度の欄中「二万五千カンデラ」を「二万二千カンデラ」に変更した。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十六年二月六日

○国土交通省告示第百十二号

高松空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年二月六日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　高松空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　高松空港内及びその周辺　香川県高松市

四　変更した事項（変更前の事項については、平成元年運輸省告示第六百三十三号及び平成十四年国土交通省告示第二百七十五号を参照。）

イ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表飛行場灯台の項光度の欄中「二十九万カンデラ」を「二万カンデラ」に、「五万カンデラ」を「三千六百カンデラ」に変更した。

ロ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表進入灯（簡易式）の項光度の欄中「二万五千カンデラ」を「二万二千カンデラ」に変更した。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十六年三月六日

○国土交通省告示第百十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月六日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月六日　国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　第二東海自動車道横浜名古屋線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
静岡県周智郡森町円田字宇藤九三八番から同県周智郡森町一宮字林四五〇〇番二まで	前	最大 五五六	三四三
		最小 一二二	
	後	最大 五五六	
		最小 一二五	

○国土交通省告示第百十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月六日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月六日　国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　東海北陸自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
高山市荘川町大字三尾河字クス子平四一三番六	前	最大 六三	九七
		最小 五六	
	後	最大 一四六	
		最小 五六	

○国土交通省告示第百十五号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月六日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月六日　国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
第二東海自動車道横浜名古屋線	静岡県周智郡森町円田字宇藤九五三番一から同県周智郡森町円田字宇藤九三六番まで	平成二十六年二月七日〇時

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第一項の規定に基づき、日本貸金業協会の業務規程の変更を認可したので、同法第四十一条の十二第三号の規定により公示する。

平成二十六年二月六日　金融庁長官　畑中龍太郎

認可日　平成二十六年一月二十七日

紛争解決等業務に関する規則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、日本貸金業協会（以下「協会」という。）が実施する苦情処理手続、紛争解決手続及びこれに関連する業務に関して必要な事項を定め、貸金業務関連苦情及び貸金業務関連紛争につき、専門性を活かしつつ公正な立場から柔軟、迅速かつ適切な処理解決を図り、かつ相談の申し出に対して迅速かつ適切に対応し、もって、資金需要者その他の貸金業の顧客等の利益の保護を図るとともに、貸金業務に対する信頼を確保して貸金業の健全な発展を確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に掲げるところによるものとし、この規則に定めのない用語で貸金業法（昭和58年法律第32号）に定められているものについては、同法に定められた意義を有するものとする。

(1)　貸金業務等関連苦情

貸金業務等に関し、その契約者等による当該貸金業務等を行った者に対する不満足の表明をいう。